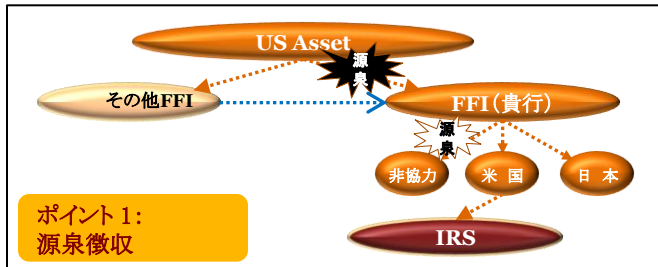
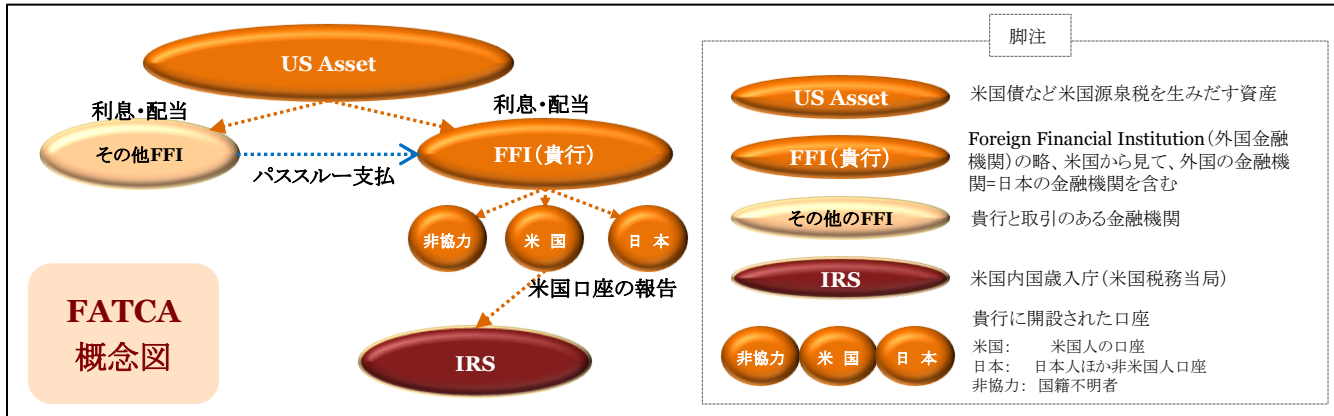


5分でわかるFATCA

FATCAとは

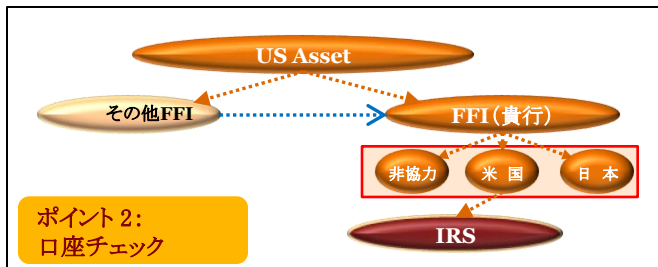
米国人による外国金融機関を利用した租税回避行為の防止

➡ 米国外金融機関に顧客口座の報告義務を課し 税収増加を企図



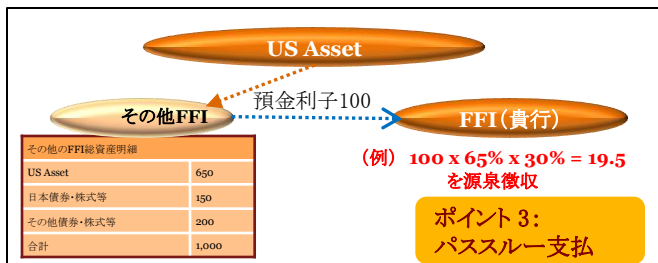
貴行が受領するUS Asset(米国債券・株式等)の利息・配当およびその譲渡対価に対し、原則として30%の源泉徴収が行われる。

源泉徴収を避けたいければ、IRSとFFI契約を締結し、口座保有者に対する情報を収集し(ポイント2)、IRSに対して報告する必要がある。

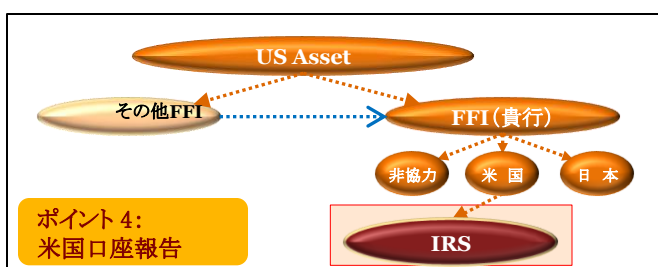


FFI契約を締結すると口座残高に応じて、電子データや紙面データ上に米国人であることを示す兆候がないかどうかの確認を行わなければならない。確認手続は、①既存個人、②新規個人、③既存法人、④新規法人の4つのタイプに分けて行う。

手続に協力しない顧客には、30%の源泉徴収(ポイント1)を課さなければならない。



パススルー支払とは、他の金融機関を通じて、間接的にUS Assetに投資している場合に生じる。例えば銀行A(参加FFI)がUS Assetへ投資しており、貴行に対して預金利子を支払っている場合において、貴行がFATCAに不参加の時は、銀行Aの総資産に対するUS Assetの割合を用いて、預金利子に対して源泉徴収されてしまう。



非協力顧客には罰則的な源泉徴収(ポイント1)を課すことによって、米国人であることを申告させ、その結果判明した米国内国歳入庁に報告している米国内国歳入庁と併せて、口座所有者の情報と口座の出入金、残高を米国内国歳入庁(米国税務当局)に報告する。

FATCAに関するよくある疑問

Q.1 顧客に米国人がいない場合であっても、 FATCA 対応は必要なのでしょうか？	A.1 必要です。一定の調査手続を行って、米国人がいないことを確認することが求められています。
Q.2 海外に拠点がない場合であっても、 FATCA 対応は必要なのでしょうか？	A.2 必要です。世界各国の金融機関が米国当局との契約を行うか、適用除外の認証を受ける必要があります。
Q.3 米国債に投資していない場合であっても、 FATCA 対応は必要なのでしょうか？	A.3 必要です。米国源泉収益以外にも金融収益の多くが FATCA の影響を受けます。
Q.4 FATCA 対応を行った場合、お客様への影響はあるのでしょうか？	A.4 一定の条件に該当するお客様は、追加の本人確認書類提出が必要となります。
Q.5 FATCA 対応を行うには、どのような手続が必要ですか？	A.5 IRS と契約を締結し、契約に基づいて、一定の顧客属性のチェック、源泉徴収、米国人口座に関する報告が必要になります。
Q.6 FATCA 対応はいつまでに行わなければなりませんか？	A.6 2013年6月30日 までに IRS と契約を結ぶのが望ましいと考えられます。これを過ぎると段階的に源泉徴収が課されていく可能性が高まります。
Q.7 FATCA に対応しなかった場合、その事実は公表されますか？	A.7 米国当局は FATCA に対応している金融機関のリストを公表する予定です。そのため、非対応の場合はリストに登録されないため、非対応の事実が分かることとなります。

※何かご不明な点、ご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

FATCAサービスお問い合わせ窓口 pwc.jp.marketing@jp.pwc.com